

## 第7章 社会貢献

### 7.1 社会への貢献

B群：研究成果の社会への還元状況

C群：地方自治地体等の政策形成への寄与の状況

学会の役員や委員などの学外の活動に参画し、その発展に寄与することを本学教員の重要な社会貢献のひとつとして積極的に推奨している。また、政府、地方公共団体およびその他の公益団体の役員や委員などについても、本人の学識経験や研究成果が十分に発揮され、学術の振興や社会貢献に寄与することから推奨している。

教員が学外で活動を行う場合には、教育運営や研究活動に支障がないことを前提として、所定の手続きにより兼業（兼職）を願い出て、理事長の許可を受けなければならない。平成14年度の兼業（兼職）の状況を表7.1に示す。

表7.1 社会貢献の状況

(単位: 件数)	
学会の役員および委員	255
諸団体の役員および委員	10
企業の技術指導や顧問など	1
その他(講演会の講師など)	346
件数合計	612

### 7.2 企業などとの連携と特許・技術移転の状況

C群：大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策

C群：企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況

C群：奨学寄附金の受け入れ状況

C群：特許の取得状況

C群：工業所有権の取得状況

C群：特許料収入の研究費への還元状況の適切性

C群：特許取得を「研究業績」として認定する学内的処置の適切性

C群：TLOの設立と運用の状況

C群：TLO・リエゾンオフィス等の整備状況

C群：技術移転等を支援する体制（相談業務、手続業務など）の整備状況

研究支援機構が、本学のリエゾンオフィスとしてTLO（技術移転機関）の機能を有し、産学連携を通じたベンチャー設立などにも積極的に取り組んでいる。

産業界や公共団体、政府機関からのアプローチに応え、様々な研究プロポーザルを提出し、委託研究や技術移転の窓口として、企業との長期的な信頼関係構築の上で重要な役割を担っている。研究支援機構が中心となって情報発信を行うことにより、大学の持つ知的財産の民間への移転および企業の研究面での要望や期待を積極的に受け、年間200件以上の共同研究、委託研究に結びついている。

また、学内で事業化が見込まれる研究成果を掘り起こすことで特許を出願し、企業に移転することで外部資金を獲得することにも積極的に取り組んでいる。外部からの研究資金の最近の受け入れ状況を表7. 2に示した。

表7. 2 外部からの研究資金の受け入れ状況

		平成12年度	平成13年度	平成14年度
共同研究	件数	21	15	22
	金額(円)	0	0	0
受託研究	件数	141	145	102
	金額(円)	166,237,000	173,930,356	124,876,075
奨学寄附金	件数	15	27	36
	金額(円)	10,300,000	14,710,000	21,060,000

さらに、本学では、特許取得の可能性がある研究には、申請手続きをはじめ、申請にかかる費用などの支援を行っている。また、技術移転によるロイヤリティー収入をもたらした場合には、原則として収入の半分を大学が確保し、残りは研究者の取り分とする分配のルールも定めている。最近の特許などの工業所有権の取得状況を表7. 3に示した。

表 7. 3 工業所有権（特許など）の取得状況

		平成12年度	平成13年度	平成14年度
特許権	申請件数	38	40	45
	承認件数	1	2	10
意匠登録	申請件数	0	1	0
	承認件数	0	0	1

朝日新聞社発行の大学ランキングによれば、本学は、平成14年の特許登録件数が3件で日本の大学の中で11位、特許公開件数は34件で6位であった。また、本学の米国特許件数は平成9～14年の5年間で6件あり日本の大学の中では14位という位置付けにあった。

特許取得については、大学から卒業生全員に配信している書誌「バックアップ」やReaD（研究開発支援総合ディレクトリ）、JOIS（科学技術振興事業団）などで積極的に公開している。

### 7. 3 産学連携と発明の取扱い

C群：「産学連携に伴う利害関係の衝突」に備えた産学連携にかかるルールの明確化の状況

C群：発明取扱い規程、著作権規程等、知的資産に関わる権利規程の明確化の状況

産学連携に伴う利害関係者との衝突への対応については、衝突が起らないように、研究支援機構が事前に調整・確認を行い、契約を行っている。ただし、一部に、個人的な関係での連携を図っている場合も認められるため、問題が発生する危険性が残されている。

今後の課題としては、学内の産学連携に関する取組みを、研究支援機構で一元的に把握・管理する仕組みやルールを構築し、産学連携に伴う問題の発生を最大限防止する必要がある。

本学に勤務する教職員が行った発明などの知的財産権の取扱いに関する基本的事項は「学校法人金沢工業大学発明等取扱規程」により、権利規程として明文化されている。これらの、職務発明を含む知的財産権などに関する主要な審議は、規程に基づき研究支援機構運営委員会が行っている。